

千葉県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和元年10月31日

千葉県監査委員	大	木	正	人
同	宮	原	清	貴
同	森	山	和	博
同	三	須	和	夫

31千総総第663号

令和元年10月24日

千葉市監査委員 大 木 正 人
同 宮 原 清 貴
同 森 山 和 博
同 三 須 和 夫
様

千葉市長 熊 谷 俊 人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成27年度監査報告第8号、平成29年度監査報告第10号、平成30年度監査報告第8号及び第11号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) 公の施設の指定管理者</p> <p>ア 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団</p> <p>(ア) 個別修繕の手続きを適正に行うべきもの</p> <p>千葉ポートアリーナの管理に関する基本協定書第35条第2項によると、指定管理者は、維持管理計画に記載されていない管理施設の修繕で費用の支出が見込まれるもの（以下「個別修繕」という。）を実施する必要がある場合は、その旨を速やかに市に通知するものとする。とされ、同条第6項によると、指定管理者は個別修繕を実施したときは、当該個別修繕の結果について、これを完了した日から10日以内に、個別修繕実施報告書を市に提出して報告するものとされている。</p> <p>しかしながら、指定管理者は個別修繕を実施していたが、基本協定に基づく通知及び個別修繕実施報告書の提出を行っていなかった。</p> <p>指定管理者は、基本協定書に基づき個別修繕の通知等の手続きを適正に行われたい。</p>	<p>個別修繕に当たっては、市所管課が作成した「基本協定書に基づく個別修繕事務の流れフロー」に基づき適正に行っている。</p>